

法 務 省
経 済 産 業 省 令 第 一 号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）及び割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の規定に基づき、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十六日

法務大臣 森 英介

経済産業大臣 二階 俊博

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和三十六年法 務 省 令 第 一 号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一」に、「本店」を「主たる営業所」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第八条第一項」に

、 「および」を「及び」に改める。

第三条中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四条中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に、「または令第七条第一項もしくは」を「又は令第十条第一項若しくは」に改める。

第五条第一項中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第七条第一項中「または」を「又は」に改める。

第十二条第一項中「第十二条」を「第十五条」に改める。

第十三条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第十四条第一項中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第三項中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に、「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「本店」を「主たる営業所」に改める。

第十五条中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第六条」を「第九条」に、「第十條」を「第十三條」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改める。

第十六条中「または」を「又は」に改める。

第十七条中「または」を「又は」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第十八条中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改める。

第十九条第一項中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同項第一号中「および」を「及び」に、「ならびに本店」を「並びに主たる営業所」に改め、同項第二号中「または代理店の名称および所在地ならびに」を「又は代理店の名称及び所在地並びに」に改め、同項第三号中「および」を「及び」に改め、同項第四号中「および債権発生の原因たる事実ならびに住所および氏名または」を「及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は」に改め、同項第五号中「取りもどされる」を「取り戻される」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「取りもどし」を「取戻し」に改め、同項第一号中「および」を「及び」に、「な

らびに本店」を「並びに主たる営業所」に改め、同項第二号中「および」を「及び」に改め、同項第四号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第五号中「取りもとされる」を「取り戻される」に改め、同条第三項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項第一号中「本店」を「主たる営業所」に改め、同条第四項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項第一号中「本店」を「主たる営業所」に改め、同条第五項中「第三十五条の三の三において」を「第三十五条の三の六十二において」に、「第三十五条の三の三の」を「第三十五条の三の六十一の」に改め、同項第一号中「第三十五条の三の六十一の」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第一号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「本店」を「主たる営業所」に改め、同項第三号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同条第六項中「第三十五条の三の三において」を「第三十五条の三の六十二において」に、「第三十五条の三の三の」を「第三十五条の三の六十一の」に、「第三十五条の三の二において」を「第三十五条の三の六十二において」に改め、同項第一号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「本店」を「主たる営業所」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同条第七項中「または」を「又は」

に、「取りもどし」を「取戻し」に改める。

第二十条第一項中「または」を「又は」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第二十一条第一項中「または」を「又は」に、「取りもどし」を「取戻し」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第二号中「および」を「及び」に改め、同条第三項第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改める。

第二十二條中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第三項中「取りもどしの」を「取戻しの」に、「前受業務保証金取りもどし承認書」を「前受業務保証金取戻承認書」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「取りもどし」を「取戻し」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第三項中「取りもどしを」を「取戻しを」に、「添附書類」を「添付書類」に、「前受業務保証金取りもどし承認書」を「前受業務保証金取戻承認書」に改める。

様式第1中「第35条の3の3において準用する第21条第1項」や「第35条の3の62において準用する場合を含む。」に「B列5番」や「A列4番」を追加。

様式第2中「第5条第2項各号」や「第8条第2項各号」に「第35条の3の2」や「第35条の3の61」

に「B列5番」や「A列4番」を追加。

様式第3を次のように改める。

様式第4中「第35条の3の2」を「第35条の3の61」に改める。

様式第5中「第35条の3の2」を「第35条の3の61」に、「B列4番」を「A列4番」に改める。

様式第9中「第35条の3の3において準用する第18条の5第3項」を「第35条の3の62において準用する場合を含む。」に改める。

様式第7中「前受業務保証金取戻承認書」を「前受業務保証金取戻承認書」に、「第35条の3の3において準用する第20条の4第2項」を「第35条の3の62において準用する場合を含む。」に、「B列4番」を「A列4番」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。